

1850年憲法制定議会における教育経費負担問題

— 第一院 (Erste Kammer) 第一読会での議論から —

山 本 久 雄

(学校教育講座)

(平成16年6月17日受理)

**School Finance Problems in Discussion to Amend the Constitution
Granted by the Emperor.**

- Prussia 1849 -

Hisao YAMAMOTO

1 はじめに

教育を組織立てようとするとき、そのための経費をどのようにして調達するかは極めて重要な問題である。また、教育を制度として設計するとき、教育経費の調達、負担に関わるしくみをいかに描くかはその本質的要素の一つである。経費の調達・負担に関する規定はその他の規定の実効性を担保するものであり、また、そこに必ず含まれる、誰に、何のために、また何を根拠に負担を課すかという設計思想は、そこで実現しようとする教育の目的、内容の本質、管理の基本的あり方と密接にかかわるからである。

プロイセンにおいて、1850年憲法の教育条項は、結局、そこでうたった「教育制度全体を規制する一つの教育法律」が実現せず、従って宙に浮いたままとなっていたが、教育、とりわけ民衆教育を国家全体のシステムの中に位置づけ、そのための経費負担を基本的に公的システムの中で対応しようとした点でその後の民衆教育に関わる制度の基本的枠組みを示すものである。むろんそこには旧制・旧慣が残存した。また、以下に見るようにその制定にかかわる議論はその時の政治的・社会的状況や財政事情などの影響を受け、必ずしも基本的な設計思想のみによるものではなかった。また、地方制度の再編についてもこの憲法の制定時には必ずしもその具体的構想が明らかとなっていた訳ではなかった。ただ、こうした事情があ

ったとはいえ、そこにおいて国家の統治機構、とりわけ地方制度を再編し、民衆教育の普及充実についてそれぞれに責任を課し、それを果たすための権限を与え、民衆教育をいわば国家全体のシステムとして考えようとした点でそれは注目すべきものである。

しかるに、この教育条項が実定法としては宙に浮いたままになっていたという事情があってか、その審議過程を丹念に跡づけ、その経費負担に関する議論からその民衆教育の目的や内容の基本的性格、その管理の基本的あり方を考察しようとする試みは殆ど見られなかった^{*1}。ここでは、その制定議会における教育経費の負担問題の概略を、第一院の第一読会での審議を跡づけることを通じて探ってみたい。

2 議論の前提 — 従来の制度的枠組み —

憲法制定議会での論議の前提として、学校教育のための経費負担についての従来の制度的枠組みの概略について触れておかねばならない。結論からいえば、それは「混沌」と表現されるのがふさわしいであろう。それは、それを律する法規が地方ごと、宗派ごとに区々に発せられていたこと、その規定内容がそれぞれの地域事情や従来の慣習を反映して多様であったこと、法規自体がその慣習・当事者秩序の存在を認め、従って、現実をすべて表現するものではなかったこと等による。ただ、その実

*1 Edger Loening ; Die Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen und die Schulverbande in Preussen. IN : Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart. Bd. 3. 1909. はプロイセンのフォルクス・シューレのための経費負担のあり方を跡づけたものだが、この憲法の審議過程は触れていない。Gerhard Anschiitz, Die Verfassungs-Urkunde für den Preußischen Staat vom 31. Januar 1850. Ein Kommentar für Wissenschaft und Praxis, Erster Band. 1912(Neudruck 1974)は、各条文の審議過程の概略のみを載せている。

効力には制約があったとはいえ、政府は次第に明確な方針を固めつつあった。

(1) 「強制就学令」(1717), 「プリンシピア・レグラティバ」(1736)

大王即位以前から民衆教育の組織化のための具体的取り組みが行われていた。そのうち、いわゆる「強制就学令」(Verordnung, daß die Eltern ihre Kinder zur Schule und die Prediger die Catechisationes halten sollen, vom 28. September 1717) は王国全州の農村のうち「学校のあるところ」(an denen Orten, wo Schulen seyn) の親に対して子を就学させることを命じたものであるが、そこでは教育に要する経費として親に授業料の拠出、困窮している場合は各地の救貧金庫 (Allmose) からの支出が指示されている^{*2}。

「プリンシピア・レグラティバ」(Principia Regulativa, 1736) は東プロイセンの王領直轄地に、いわば国王がその領主として教育の振興のために発したものであるが、その規定内容は具体的で詳細である。学校の設立維持を「村落組合」(Gemeindesozietät) に指示し、そのために国王（領主）が無償で建築用木材、燃料用薪を提供する。教師の生活のために教会が現金を支給し、国王が耕作地を供与する。村落は教師のために穀物を供与し、その共有地で家畜の飼養を認め、飼料を供与する。そして、保護者は教師に授業料を支払い、教師は公課を免除され、副業を認められる、等々である^{*3}。

(2) 「ルター派農村学校通則」(1763), 「シュレジエン・カトリック学校令」(1765)

いわゆる七年戦争後に相次いで発せられたこの二つの規程は学校教育の普及を本格的に図るものであった。むろん、その実効性については過大評価を慎まねばならないが^{*4}、「農村学校通則」(General-Land-Schul-Reglement, 1763.8.12) はルター派の農村部の学校に限定したものとはいえ初めて全国規模でその設置・普及を図ったものである。そこでは、児童の就学

に関しては、「隸民の児童を一定期間使役する権限を持つ領主」にその児童の就学につき配慮すること、親及び後見人にその子および後見を委ねられた児童に教育を受けさせることを自らの義務と心得ることが指示されている。学校教育に要する経費については、先ず、授業料として教授が行われる季節、教授内容の程度に応じてそれぞれ一定額が規定され、地域によりそれ以上の額がすでに定められている場合はそれが認められる。授業料は親または後見人が学校教師に支払うべきものとされているが、親が困窮している場合、「親のない児童が授業料を調達することができない境遇にある時」は、それぞれ一定の要件、手続きのもとで献金、教会資金 (Kirchen-Mittel)、救貧金庫 (Armen-Casse)、村落金庫 (Dorf-Casse) のいずれかから授業料相当分が調達される。それらは「学校教師がその生計に困らず、また、貧富にかかわりなくすべての人がその子に熱心かつ忠実に教育を受けさせることができるため」である。また、これとは別に、年に1度の学校のための説教が行われ、その際に寄付を募るがそれは「農村学校のため、特に困窮している児童のために農村学校で必要な教科書を購入する」ことにしてられている^{*5}。ここでは校舎の設立維持については特段の規定はなく、主として教員の生計の資として児童の保護者（親、後見人）が支払う授業料が想定されている。

シュレジエン・カトリック学校令 (1765) は、新たに獲得した領地の「プロイセン化」策の脈絡の中で発せられたものである。そこでは「将来的には新校舎建築の際に教室は独立で、授業のために固有の、明るく生徒の数に見合った広さを持つものとし、都市で、生徒が多数の場合は一ヵ所で授業が行われると必然的に授業は妨げられるので、それぞれの専用教室が用意されねばならない」とするなど教育充実への意気込みが示され、「それらの学校は、共同体 (Gemein) がすべてまたは大部分カトリック教徒である場合は共同体の

*2 K. Schneider/ E. von Bremen, Das Volksschulwesen im Preussischen Staates. Bd.3 (1887) S.1 また、田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』(風間書房、1969) 73-74頁に本規程の訳文がある。

*3 Ludwig von Rönne, Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates. Bd.1. 1855 (Neudruck 1990) S.94-95 田中、同上書 116-119頁

*4 E. Loening, a.a.O., S.70

*5 Rönne, a.a.O., S.65-66

負担で建設され、その他に机、椅子、黒板、インク壺、明らかに貧窮した親の子のための教科書などの学校備品が備えられねばならない。そして宗派の如何を問わず領主はそれに協力せねばならない。それは学校により有益な隸民が得られ、そのことが自身に裨益するからである」としている。また、教師の収入が少なく、それだけでは生計が困難の場合は軍事御料地局の配慮で領主及びカトリック領民の負担で必要な生計の資を調達すものとし、カトリック領民が少数の場合は一定の制限を付して教師に副業への従事を認めることとしている⁶。

また、1801年にシュレジエン及びグラーツのカトリック下級学校に対して新たに発せられた規程においては、農村の教師は、共同体により、家畜小屋を備えた居宅、必要な備品（机、椅子）を備えた教室、一定の広さの菜園、薪、穀物の現物給付、共有地で一定数の牛、豚を無償で飼育する権利、一定額の現金を供与され、それ以外に教師が教会のオルガン奏者、キュスターの職務を行う場合は教会からそれによって得られる収入が与えられる。これらが満たされる場合は授業料は廃止、とされている⁷。これらは、負担について詳細かつ具体的に定めたものであり、教育普及への意気込みを反映したものと言える。

(3) ALR

プロイセン一般ラント法(*Allgemeine Landrecht für die preußischen Staaten*, 1794)は、それまで多様な法秩序を持ったままのプロイセン王国の諸「州」に先ず法的統一をもたらそうと作成された法典であり、一方で諸身分や諸団体の既得権の擁護、既存の法秩序の維持・追認を前提とし、自らを基本的に地方法欠缺の際の補充法として位置づけながらも他方で内容的には未來につながる側面をもち、適用地域、内容（章）によっては新たな法として拘束性を持ち、以後の地方法、特別法の制定、それらの実施に関する行政措置、法的紛争に際しての司法判断の基本的枠組みとなった。また、そこ（第Ⅱ部第12章）に含まれる「下級及び上級

の諸学校」(Von niederen und höhern Schulen)に関する規定（全129か条）は初めてすべての学校（公私立、全宗派、下級・中等諸学校・大学）について、また全国域に対して統一的に規制しようとするものであった。

そこでは大衆初等学校（共同体学校、Gemeine Schule）経費の負担についてはおよそ次のように規定している。即ち、共同体学校のために何ら基金が存在しないところでは、教師の扶養は、子どもの有無、宗派の如何にかかわりなく、その地の戸主(Hausvater)全員の責任である（第29条）。但し、一箇所に異なる宗派の住民のために複数の共同体学校が設立されている時には、各住民には自分が属する宗派の教師の扶養のみが義務づけられる（第30条）。その負担は貨幣および現物から成り、戸主の所有高と収入に応じて公正に分担され、裁判権者(Gerichtsobrigkeit)によって公示される（第31条）。これらの負担を果たすことと引き換えに、その負担者の子どもは永久に授業料の納入から解放される（第32条）。農村のゲーツヘルは、自らの領民のうち、自分に課せられた負担の全部または一部を、一定期間果たすことができない者に、困窮の度合いに応じて援助を与えねばならない（第33条）。校舎および教師住宅(Schulmeister-Wohnung)の保持もまた共同体の(gemein)負担として、その学校に割り当てられた全住民に区別なく担われねばならない（第34条）。校舎の建築および補修に際しては、都市の参事会および農村のゲーツヘルは、学校が所在するゲーツまたは市有地(Kammereieigenthum)で成長した、または得られた物資を、それらが十分にあり、また、建築に必要な限りにおいて無償で提供せねばならない（第36条）。校舎が同時にキュスターの住宅となっている時には、その維持は、通常、牧師館について規定されているのと同じ仕方で配慮されねばならない（第37条）。ゲマインデのどの成員も、信仰宗派の相違の故を以て、これらの建物の維持のための負担を免れることはできない（第38条）⁸。ここでは、基本的に教師の

⁶ Rönne, a.a.O., S.133

⁷ Rönne, a.a.O., S.152

⁸ Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt a. M., 1970. S.585-586

扶養はその地の戸主全員の責任とされ、校舎及び教員住宅の保持は共同体の(gemein)負担として、その学校に割り当てられた全住民に区別なく担われるべきものとされている。

こうした負担の枠組みが負担の「現実」と一致するものでないことは言うまでもないが、これを通覧して先ず指摘しうることは、国家政府の意思としては児童の保護者による「授業料」負担が学校の維持のための負担としては挙げられていないことである。ここには、「就学」への抵抗感を除去し、教育を普及させようとの意図が伺われるのであるが、授業料徴収には教育活動の充実という見地からも問題があるとの認識が裏打ちされているものと思われる。1831年4月18日のMagdeburg県庁に宛てた、学校醸出金の徴収及び割り当てに関する文相の訓令は新たな教師の就任に際して注意すべきこととして以下のように述べている。

教員がその生計を全面的に、あるいは部分的に授業料の徴収に頼っているとするなら、彼には一定額の収入は確保されない。授業料は、現に学校で授業を受けている子どもの親によってのみ支払われる対価(Remuneration)として、総額において現にいる子どもの支払いに依存し、それ故、その就学に依存している。後者の点については親には、法律上、どのようにして法規上十分な教育をその子のために配慮するか、また、その裁量により家での教育や気に入った公私の教育施設を利用するかの自由は制限されていない。それに対して教師は、通常、就任に際して特別で明確な規定がそれ以外のことを定めていない限り、実際に自分の授業を受けている児童に授業料を請求する以外のことは認められおらず、そして、教師は困窮した親の子に無償で授業を提供する義務を負っている。初等教育は、法律上、すべての児童に対して行われねばならないのであるから教育

は絶対に必要なものに属する。それ故、授業料が必要な場合には、それは貧者保護の一部として当該の救貧基金又は一般的な団体の基金又はコムナルな基金、そしてそれらが使い尽くされた場合はゲマインデから支出されるべきものである⁹。

すなわち、授業料による教師の生計の維持は不安定であり、この方式は教師に生計の維持のために教育以外の事柄にも関心を向けさせ、教師の職以外の活動への従事を強いることとなり、教育の充実には問題だとしている訳である。いずれにせよ、負担の種類・内容、額等は多様であったとはいえ、学校のための負担は個々の保護者によるものではなく、何らかの「関係者」、「団体」によるべきものとされている¹⁰。

3 論議の展開

(1) 前提

むろん、1850年憲法の制定は、三月革命を起点に顕在化したいくつかの論議の延長線上にあるものである。ここでは1850年憲法の教育条項の制定に関する論議の前提として、プロイセンに限定してその節目となつたものを確認しておこう。

○国民議会憲法委員会案 第23条

公的フォルクス・シューレの設立、維持、増築のための資金はゲマインデによって、補助的に、ゲマインデ連合体(Gemeindeverbände)、国家によって負担される。公的フォルクス・シューレにおいては、授業は無償で行われる¹¹。

○国民議会中央分科会案 第24条

公的フォルクス・シューレの設立、維持、増築のための資金はゲマインデによって、補助的に、ゲマインデ連合体(Gemeindeverbände)、国家によって負担される。公的フォルクス・シューレにおいては、授業は無償で行われる。

*9 Rönne, a.a.O., S.785–786

*10 むろん、以上のような法的枠組みではあったが、現実に授業料が排除されていた訳ではなかった。1817年10月23日の県庁業務令第18条は、初等学校の授業料に関する規制を県庁の業務の一つとして挙げていた(Rönne, a.a.O., S.799)。

なお、1878年時点での公的フォルクス・シューレの人物費(住居費、燃料費を除く)の原資に関する調査によると、プロイセン国家全体では授業料収入20.58%、財産収入12.02%、ゲマインデ・ゲーツヘル・パトロンからの給付55.26%、国庫からの支出12.14%ということになっていた(A. Petersilie, Preussens öffentliche Volksschulen. In: Zeitschrift des königlichen Preußischen Statistischen Bureaus. Bd. 23. 1883. S.75)。

*11 Protokolle der von der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung ernannten Verfassungs-Kommission. Gesammelt und für den Handgebrauch zusammengestellt von K.G. Rauer, 1849. S.110

○国民議会中央分科会案 第25条

特別な教育法律が教育制度全体を規定する。国家は、フォルクス・シューレ教員に一定の、十分な収入を保障する。

○欽定憲法 第22条

公的フォルクス・シューレの設立、維持及び増築のための資金は、ゲマインデによって、また、それが明らかに困窮している場合は国家によって補完的に負担される。

特別な権原に基づく第三者の義務は留保される。公的フォルクス・シューレにおいては授業は無償で行われる。

○欽定憲法 第23条

特別な教育法律が教育制度全体を規定する。国家は、フォルクス・シューレ教員に一定の、十分な収入を保障する。

ここでは公的フォルクス・シューレのための経費は基本的にゲマインデなる団体によって負担されることを基本的な枠組みとし、それに国家またはゲマインデ連合体がいわば補完的に関わることとされている。また、授業料は徴収しないこととなっている。

(2) 中央委員会報告

第一院本会議においては教育条項についての最初の審議（第一読会）は1849年10月6日の第34回本会議と同10月8日の第35回本会議において行われた^{*12}。なお、第二院との事前協議で、憲法の独立の章が一方の議院で審議し尽くしたのちそれは直ちに他方の議院に送られ、それを参照しつつそこで欽定憲法の当該条項の審議をすること、双方が一致した場合に協議を終了し、国王に同意と裁可を求めることが一致しなかった場合は欽定憲法の条文を採用すること等が決められていた^{*13}。第二院では教育条項は11月16日に審議されている^{*14}。

1849年10月6日、宗教関係条項の審議を打ち切り、

議長 von Auerswald は、報告員・議員 Graf von Itzenplitz に、本会議に先立って欽定憲法の修正について論議していた中央委員会での教育関連事項の論議の概要及び修正提案についての報告を求めた。教育経費の負担問題については、この日はその報告と、本会議に事前に直接提出されていた修正提案（動議）の報告が行われた。

Itzenplitz によると、欽定憲法第22条に関し、第1分科会は、その条文中の「国家によって」を「郡、ベツィルク、州によって、または一般的な国庫から」(von den Kreisen, Bezirken, Provinzen oder aus allgemeinen Staatsmitteln) に代えるという提案をした。これは、目前に差し迫った、国家をゲマインデ、郡、ベツィルク、州に区分していくことに対応したものであること、それによると、諸負担が先ず最初に義務を負うゲマインデには耐えられないものであるときは、次に郡、ベツィルク というように担われうこと、国家は、施設に対して、そこに一般的な国家利害が存する時にのみ配慮せねばならない、ということからであった。しかし、中央委員会ではそれに多くの点で疑義が出された。即ち、本質的に、個々の地域のフォルクス・シューレは先ずはその地域(Ort)に、せいぜい隣の地域に關係するのみであり、郡全体に、ましてやベツィルク に關係することは殆どなく、それ故、それらを關係させることは不公正 (unbillig) ということになる、ということで、中央委員会は一致して第1分科会の提案を否決した。

なお、中央委員会ではこのことに関連して、一人の議員が次のような提案をした。即ち、第1文節の第1文の中の「また、それ（ゲマインデ）が明らかに困窮している場合は国家によって補完的に（負担される）」(und im Falle des nachgewiesenen Unvermögens ergänzungswise vom Staate) を削除し、それによって資金の調達をひとりゲマインデにのみ課すという提案で

*12 以下の審議は、その速記録 (Stenographisches Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Patent vom 5. Dezember 1848 einberufenen Kammern. Erste Kammer. Bd.3, 1849. 以下, Sten. Ber. I. Bd.3 と表記) によった。

*13 G. Anschutz, a.a.O., S.56

*14 Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch Allhöchste Verordnung von 30. Mai 1849 einberufenen Zweiten Kammer. Dritter Band, Berlin 1849 S.1195ff.

ある。それは、法的拘束力あるものにまでしてしまった場合には国家を危険ならしめる「愛の義務」(Liebespflichten) というものがあるが、この場合がまさにそれである。ゲマインデの困窮は相対的なものであり、確認しがたい。学校の必要性もまたそうである。国家の補助的な義務は、誤りなく、通常の状態を基準にしたゲマインデの必要か、学校を監督する国家官庁の要求に従って学校が設立されていることに則して行われねばならない。多くのゲマインデはその困窮を他の全ての国家の負担やコムナルな負担 (Kommunal-Lasten) と並んで主張し、従ってその困窮度を部分的にのみ証明して要求するに違いない。そのことから国家への過大な要求が生じ、それは満たされることもできなければ、また、内的にも根拠のないものである。学校は当該の地方の必要性及び文化状況・財産状況に適合していることが適切であり、またそれで十分である。もし、法的にゲマインデのみが学校のための配慮をせねばならないとすれば、ゲマインデは実際にできるもののみを給付することになろう。その上で、年間一定額を国庫から学校のために困窮したゲマインデに恩寵の支えとして支給することは当をえた、適切なことであろう。要するに、この提案は国庫からの支出を一切否定するものではなく、それを法的拘束力あるものとすることの問題性を挙げるものである。中央委員会は、国家の補助的な義務の削除を 8 対 4 で否決した。

また、第 3 分科会は、この文節全体の内容は、学校法律に属するところがあり、従ってそれを憲法典から削除する、という提案をした。これに対して中央委員会では、国家の補助的な義務という重要な原則を、教育法律の基礎として憲法中に確定しておくことが必要である、そして、国家の住民すべてが関係する国民教育は国家の義務であり、従って、ゲマインデの資金が十分でないときは、国家が支援せねばならない、とし、この条項の全体の削除の提案を 7 対 5 で否決した。

第 2 分科会からは第 1 文節に以下を付け加えることが提案された。

Insoweit solche Verpflichtungen mit Rechten, welche jetzt oder künftig aufgehoben zusammenhangen, wird ein Gesetz darüber bestimmen. (その義務が現在又は将来において廃止されるはずの権利と関連している限

りにおいて、その権利については一つの法律が規定する。)

また、中央委員会では一人の議員が、第 1 文節の最後の文の Verpflichtungen を Rechte und Verpflichtungen に修正するという提案をした。これらの提案は憲法典第 22 条の文節の最後の文に関係したものである。その趣旨は、多くの地域(Ort)で、しばしば教会保護権と結びついた学校保護権が存在しているが、立法によってパトロンに義務のみが残り、権利を失うことがないように、特別な権原からの義務を規定することと並んで、そこに権利を規定することが必要ということであった。しかし、委員会の見解は、学校保護権は以前の Grundherrschaft 及び Gerichtsherrschaft の「流出」又は遺制とみなされるものであり、特別な権原に基づく権利を廃棄するする際にそれに補償するか否か、それに伴って必要なことを確定し、理由づけることは政府及び学校法律の専管事項であるとするものである。中央委員会は、この提案及び第 2 分科会の提案を反対 1 票で否決し、第 22 条第 1 文節全体を 7 対 5 で以下のように採用した。

第 22 条の第 2 文節（「公的フォルクス・シューレにおいて授業は無償で行われる。」

In der öffentlichen Volksschule wird der Unterricht unentgeltlich ertheilt.) については第 1, 2, 3 分科会はこの文全体を憲法典から削除すること、第 4 分科会は憲法の当該文節を、In der öffentlichen Volksschule wird kein Schulgeld entrichtet. に修正することをそれぞれ提案した。第 5 分科会はこの文節については何も主張しなかった。中央委員会は、既に以前から困窮した児童のための授業料はゲマインデによって、そして先ず救貧金庫から支払われ、負担されていたこと、そして、その他にも、困窮していない者に対しても授業料を廃止し、その他の方法で必要な経費を負担することが望ましいことは承知している。しかし、委員会には、欽定憲法の原則、すなわち困窮していない者にも授業料を徴収しないとすることに疑問を持つものもある。授業料として徴収されていた多額の資金をゲマインデに担わせ、ゲマインデの負担とすることが不可能であること、そして、ゲマインデは困窮した者のみの授業料を支払うことで十分にその責めを果たすことには

なるという意見が主張された。そこで、中央委員会が提案したことは、最後の文を以下のように修正することであった。「困窮している者については公的フォルクス・シューレの授業は無償で行われる」(An Unbemittelte wird in der öffentlichen Volks-Schule der Unterricht unentgeltlich ertheilt.)

この提案は、ドイツ憲法の内容と同じものであり、中央委員会は現行（欽定憲法）の条項を9対3で否決して、それを一致して採用することとした。

そこで、委員会は本会議に第22条を次のような条文で採用することを提案する。

Die Mittel zur Errichtung, Unterhaltung und Erweiterung der öffentlichen Volksschule werden von den Gemeinden und, im Falle des nachgewiesenen Unvermögens ergänzungswise vom Staat aufgebracht. Die auf besonderen Rechtstiteln beruhenden Verpflichtungen Dritter bleiben bestehen. Den Kindern unbemittelten Eltern wird in der öffentlichen Volksschule der Unterricht unentgeltlich ertheilt.

引き続き、Itzenplitzは第23条、とりわけその第二文（「国家は、フォルクス・シューレ教員に一定の、十分な収入を保障する。」Der Staat gewährleistet den Volksschullehrern ein bestimmtes auskömmliches Gehalt.）に関する中央委員会の議論の報告に移る。

第1分科会及び第2分科会はそれに異議を唱えなかった。第3分科会の提案は、第二文を以下のように修正することであった。

「国家はフォルクス・シューレ教員に地方の状況に則した収入を保証する」(Der Staat gewährleistet den Volksschullehrern ein den Lokal-Verhältnisse angemessenes Einkommen.)

第4分科会の提案は、第二文を以下のように修正することであった。

「国家はフォルクス・シューレ教員に一定の、土地の事情に応じた生計を保証する」(Der Staat gewährleistet den Volksschullehrern ein bestimmtes, den örtlichen Verhältnissen entsprechendes Auskommen.)

第5分科会は第二文を以下のように修正することを提案した。

「国家は、フォルクス・シューレ教員に確かに十分な収

入が与えられるために配慮する」(Der Staat sorgt dafür, dass den Volksschullehrern ein festes auskömmliches Gehalt gewahrt wird.)

中央委員会においてはこの条文の全文の削除を主張する者、「一定の」の削除を主張する者がいた。

中央委員会はこの第二文を修正なしで保持することは非常に疑問だとする意見が大勢を占めた。即ち、ある地方において十分な収入も、別な地方では不十分であることもありうる。また、一人の人間の生計に十分な収入も子だくさんの父親にとっては十分でない。どこででも(überall)十分な基準はゲマインデにとっては余りに圧迫となる。この場合、地方的な事情がどうしても考慮されねばならない。かといって、この条項をすべて削除することは大いに問題がある。それは多くの人間にとって安心(Beruhigung)となるからである。その結果、中央委員会は、削除を6対6で否決し、第3分科会の提案を8対4で採用した。

委員会は本会議に第23条については次のような条文で採用することを提案する。

Der Staat gewährleistet den Volksschullehrern ein den Lokal-Verhältnisse angemessenes Einkommen.

この中央委員会の検討の過程及び提案の報告のあと、議員 Hansemannによる以下のような修正提案が朗読された。

中央委員会から提案された「困窮した親の児童に対しては公的フォルクス・シューレにおいては授業は無償で行われる」の代わりに、「困窮した親の児童に対しては、必要な初等教授は無償で行われる」(Den Kindern unbemittelten Aeltern wird der erforderliche Elementar-Unterricht unentgeltlich ertheilt.)

その「提案理由」は以下である。即ち、他人の負担に頼らずにその家族を養い、教育しようと努力している、慎重で勤勉な労働者は授業料の支払いのために難儀するであろうが、それを支払うことのできない親にまで（フォルクス・シューレでの無償の教育という）特典は与えられてはならない。そのような特典は無分別(Sorglosigkeit)，怠惰，浪費(Verschwendung)を促進し、道徳性の鼓舞と維持のために必要な名誉感情—それは、援助なしで自身及びその家族を忠実に(ehrlich)保つことに満足を見いだすのであるが—

を損なうことに貢献し、結局のところ労働者の不利になる。ゲマインデには、困窮した親の子に対して通常のフォルクス・シューレにおいて授業を無償で提供するか否か、それとは別に救貧学校(Armenschule)において与えるかどうかの自由が与えられねばならない。援助を必要としている者に対するゲマインデの義務は、不可避的に必要とされることの程度を越えて、法律で規定されてはならない。従って、授業に関して、要求が必要とされる初等教授を越えるように、憲法で明確に規定されてもならない。何故なら、人間が節約や継続的な熱心さなしで公的な資金によって自身や自身の家族を養えば養うほど、間違いなく益々援助を必要とする者の数は増加し、一般的に道徳は衰退するからである。これは要するに、フォルクス・シューレとともに貧民学校も「初等教授」の機関とし、児童をどちらの学校に就学させるかをゲマインデの裁量事項とせよ、という主張である^{*15}。この主張の前提に双方の学校の教育内容・施設設備の差異、「必要な初等教授」を社会階層ごとに別々に捉える捉え方などが伺える。

以上のような報告、提案を踏まえ、教育経費の負担問題に論議が行われるのは、10月8日の第35回本会議においてである。

(2) 欽定憲法第22条に関する審議

先ず、議員 Hansemann が前回（10月6日）朗読された自身の修正提案に関する補足説明を行った。曰く、欽定憲法第22条の最後の文の表現は、多くの地で救貧学校が存在し、援助を必要とするような親の子どもによって多く利用されているという現実があり、それにそぐわないので不適切（unpassend）である。また、彼は10月6日の本会議で、22条前段の削除を主張したのであるが、それについても「ゲマインデから国家に要求される負担が、憲法の中で原則的に是認されるかどうかは疑問である。公的資金の管理を知っている者ならば、必要な支出のための資金を調達することが国家にとっていかに困難なことかを知っている。それ故、憲法の規定によって新しい要求が幾分か誘発され、公

認されることに対する用心しなければならない。」とし、現実の国家財政の運用上の困難をその抑制的態度の根拠として挙げている^{*16}。

議員 Walter が続いて発言し、Hansemann の見解を支持し、「Hansemann が見落とした財政的な理由」を以下のように述べている。曰く、自分は「下層民の身体的精神的欠陥を是正することになるものの熱心な擁護者」であるが、救貧学校はそれにかなうものであり、その繁栄にたいして強い関心を持っている。その施設は二つの決定的な利点を持っている。一つは、そこで行われる授業は、そこで教育されるべき児童の必要性と状況にぴったりと適合させることができることであり、二つ目は、それが、その施設のための善行や慈善（milde Stiftung）に対して誘因となるということである。救貧学校が設立されて以来、自由意思に基づく多額の慈善基金が交付されている事例を知っている。救貧学校を廃止し、都市学校と融合させたなら、こういった善行の源泉が枯渇する。そのことは、Hansemann が挙げなかった財政的視点である^{*17}。

こうした Hansemann と Walter の見解は、全員にフォルクス・シューレでの教育を保証することに拘らず、先ず、財政的見地から既存の救貧学校での教育を認めていこうとするものである。また、Walter の、救貧学校が「そこで教育されるべき児童の必要性と状況にぴったりと適合」しているという見解は、「フォルクス・シューレ」に国民共通のものの育成を課する見解とはやや異なっている。これも Hansemann の主張と通底する。

議員 Kühne の発言は、中央委員会提案の前段（「公的フォルクス・シューレの設立・維持・増築のための資金はゲマインデによって、そして、それが明確に困窮している場合は補充的に国家によって負担される」）の削除を求めるものであった。曰く、この条文は人々に国家に対する過大な期待を生じさせ、その場合に生じる国家の義務は膨大なものとなり、国家財政の現状においてはその義務を果たすことは決して容易ではな

*15 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1057-1058

*16 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1077

*17 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1077

い。初等教授は本質的にゲマインデと結びついており、同時に、通常は市民的ゲマインデ、宗派的ゲマインデと密接に結びついている。この関係における分離は初等教授を害する。国家のこの補足義務によって、我々はゲマインデにも害を与える。初等学校制度に関しては、国家はいわば教員とゲマインデとを仲介する立場にあり、そのあり方については当事者ではない。このKühneの発言もこの条文による国家支出の増大を警戒し、削除を主張するものであった^{*18}。

議員Graf von Rittbergは中央委員会の委員であったが、委員会の勧告を支持し、Kühneの見解に反対する理由を述べた。曰く、この条文の趣旨は、教員が自らを持ちこたえることができず、また、ゲマインデが教員に必要な給付を行うためには余りに困窮している場合に、公共の福祉 (öffentliches Wohl) への顧慮から、国家が教員に手当を与えるということである。これは既に一部で実施されていることであり、国家財政に好転の兆しが見えることでもあり、実際上の困難はそれほど大きくはない。ゲマインデの困窮度の調査も實際には困難ではない。この条文の必要性はその目的の高度の重要性によって正当化されるであろう。国家は、ゲマインデが困窮しているからといって、学校のないままで放置しておくことが、また、子どもを教育 (Unterricht) なしで成長させることができようか。また、Hansemann議員が言及する救貧学校も広義のフォルクス・シューレの一つであり、中央委員会の提案はその設立を排除するものではない^{*19}。この見解は、多少の財政上の困難はあっても、ゲマインデ及び国家がフォルクス・シューレのために給付することが必要かつ重要であるとするものである。

議員von Binckeが続けて発言した。彼の意見は、フォルクス・シューレの維持はゲマインデの事項とし、国家の補助の可能性に関する箇所を削除したうえで、ゲマインデの裁量権を広く捉え、学校のための経費を割り当て (Repartition) で調達するか、又は特別な基

金を利用するか、「特別な」（支払う余裕のあるものに求める）授業料を徴収するか否か等の判断の余地をゲマインデに認めようとするものである^{*20}。

続いて議員Kiskerが発言した。Kiskerはそれまでの全文の削除の提案、国家の援助を約束している文言の削除の提案に反対意見を表明するものである。曰く、学校は基本的に国家の施設であり、それへの配慮は国家にとっての義務である。国家は、立法の方法でそれを果たさなければならない。憲法中にその条文をおくことはその義務の履行を具体化することであり、フォルクス・シューレのための経費負担者を明示し、国家の補助的な負担義務を明示するものであり、必要である。また、国家の補助義務を削除することは現実にはフォルクス・シューレのための負担・配慮をすべてゲマインデに委ねることであり、それは国家の配慮義務とは相容れない^{*21}。即ち、彼はフォルクス・シューレへの給付とともにその負担者を憲法に明記することも国家の義務とするのである。

このあと、議員Brüggemannが中央委員会提案を支持する立場から将来の地方制度の設計についての希望を述べ、続いて、文相Ladenbergが発言した。

文相Ladenberによると、第22条はその第1段も第2段も、最も本質的かつ重要なことは憲法の中でゲマインデと学校との密接な関係を規定することだとする政府の見解に基づいている。以前に多様に存在していたような、学校に対する利害関心は、子どもを学校にやっている、ゲマインデ構成員のみが持ちうるとする思想は全く誤った観点である。その福祉 (Wohl) を正しく認識しているゲマインデは、現在及び将来においてその（ゲマインデの「福祉」の）最重要的基礎が学校であることを洞察するであろう。その際、個々人が学校からその家庭のために利益を得ることは本質的なことではない。主として重要なことは、ゲマインデがそれ自体として学校から有能な構成員を供給されることである。この条文はこうした原則から発し、ゲマ

*18 Sten. Ber. I . Bd.3 S.1077-1078

*19 Sten. Ber. I . Bd.3 S.1078

*20 Sten. Ber. I . Bd.3 S.1078

*21 Sten. Ber. I . Bd.3 S.1078-1079

インデが先ず授業の必要（Bedürfnis）に配慮せねばならない，とする要求はこの原則に基づいている。それは，既に法的に確立した一つの原則であり，それに対する対しては何ら異論の余地はない。ただ，ゲマインデが，その義務が確定しているにもかかわらず，その義務を果たし得ない状況となっている時はどうされるべきかという問題については，多様な見解が生じている。この問題は，可能性及び偶然への見通し（Hinblick）によって答えられるべきものではなく，憲法の規定からの必然的な帰結によって答えられるべきものである。憲法第18条は「子どもの教育に対してはいかなるところであれ公的学校によって十分に配慮されねばならない」と規定している。これはどのようにして実現されるべきか。ゲマインデは，それが不可能なら，また，その限りにおいてそれは強制され得ない。そこには，政府及び国民のために，憲法の約束を果たすべき一つの「主体」（Subjekt）が存在せねばならないが，それは，唯一，国家であり，また，国家のみがそうである。国家の義務は確定的であるが，それは一つにはその固有の利害関心から生じる。国家にとって，子どもが（一定の）教育の程度（Grad）を獲得するということは，第一の，大きな利害関心事である。それは政治的状況にとっても必要であり，国民自身にとっても，国家の中では一般的な教育程度に達していない者は生きていけない限りにおいて教育は利害関心事である。国家は憲法中に教育が「十分に考慮されねばならない」と述べた限りにおいてそれを保障せねばならず，また，他の手段がない時には，その責任から免れることはできない。むろん，人が国家の経済状況に眼差しを送ることは正当であり，それを注視することは，国家行政の義務の一部である。しかし，国家は「私の経済的手段は憲法規定の実現を許さない」と言うわけにはいかない。そうではなく，「私はいざれそれを実現する」と言わねばならない。国家の義務をこうした観点から見，言及することは，将来の財政事情を考慮すれば冒険的なこと（Kühnheit）だと言うなら，我々は，それ自体が際限なく冒険的なことであることを見逃すわけにはいかない。即ち，その時は，国家が国民教育が後退するか停滞したままとなる可能性へと自己を導くこととなるのである。むろん，国家の財政事情に関

する懸念は決して小さくはない。教育に対する国家の給付の基準は，国家の財政事情を考慮して決められねばならないが，それはその時に国民代表が確定することができ，それで十分である。

ところで，ゲマインデは給付の不可能を口実にその義務を果たすことから免れることができるとしばしば言われる。このことは単に教育に際してだけでなく，ゲマインデが国家に対して行わねばならない他のすべての給付に際しても言及される。その際，先ず議論されねばならないのは，ゲマインデの実際の給付能力がどの程度にまで及ぶかということである。それについては立法が考慮せねばならない。ゲマインデの給付能力は立法によって先ず確定されるべきであり，それまではゲマインデが給付し，それ以上は国家が給付せねばならない。

次に，この条文の第二段落は，公的なフォルクス・シューレにおいては授業は無償で行われる，との原則を述べているが，この条文は，しばしば言われているような，共産主義的理念の流出（Ausfluss）ではない。それは，憲法典の原則の必然的な帰結なのである。もし，ゲマインデが，学校の必要なための支払いへの配慮を引き受けるという義務を負い，国家が先ずは補助的に，授業のための予防措置を講じるという義務を負うなら，そのゲマインデの配慮は先ずゲマインデの負担として考えられねばならないことであり，それは他のゲマインデの負担と同様に取り扱われねばならない。そのゲマインデの負担は，その他のすべての負担と同じように支払われるべきで，授業料の徴収でそれを賄うことを行なうならば，それは無定見（inkonsequent）ということとなる。もし，ゲマインデが授業料の徴収に歩みだそうとするなら，ゲマインデは，学校への給付をゲマインデの一般的な義務とみなす憲法の原則と抵触することになる。そのような抵触は望ましいことではない。繰り返すが，憲法典のこうした規定の中に，ゲマインデと学校との結びつきをより強くし，緊密にする手段が存在する。学校が良くなることを欲し，学校に多く与えようとする者は，これらすべての状況及び規定に憂慮することはないであろう。（この原則を支持することにより）彼は学校に，彼が与えようとする最善のものを与えることになるの

である^{*22}。

このLadenbergの発言は、ゲマインデ及び国家の繁栄と安定にとって民衆教育が極めて重要であること、その普及と充実のためにゲマインデ及び国家が大きな責務をもつこと、その見地から公的フォルクス・シューレの一律無償を主張するものであった。

この後、議員 von Ammon が発言した。彼は文相が述べた、ゲマインデがその負担を授業料でまかなおうとするならそれは無定見、との意見に反駁し、おおよそ以下のように述べた。曰く、経費がゲマインデによって支払われるべきだとしても、支払いの方法はゲマインデに委ねられるべきである。ゲマインデが一定のゲマインデ構成員によってのみ利用される特別な施設又は財産をもっている場合、それらの利用に対してはゲマインデは特別な負担を要求できる。一方、その利用を要求していない人にはそのような負担は課せられない。そのことと同様に、ゲマインデの授業料を要求するという権能は是認されるべきである。「初等教授は、困窮した親の子に対して無償で行われる」という条文（すなわち授業料の支払い可能なものにはそれを課す可能性を残し、その詳細はゲマインデに委ねるとする見解）こそ、人間性（Humanität）及び国民教育（Volks-Bildung）が要求する正義に合致するものである^{*23}。

この発言ののち、討論が打ち切られ、それまでの諸提案の票決の順序に関する議論が行われ、それぞれについての票決が行われた。その結果、この日の第一院本会議は、先ず、「(ゲマインデが) 明確に困窮している場合に国家が補助的に支払う」という文言を保持することとし、続いて、「公的フォルクス・シューレの設立、維持、増築の経費はゲマインデによって、そして(ゲマインデが) 明確に困窮している場合には国家によって補助的に支払われる。特別な権原に基づく第三者の義務は保持される。」が承認された。そして、

「困窮した親の子に対しては必要な初等教授が無償で行われる。」が採用された。

(3) 欽定憲法第23条に関する審議

本会議は続いて第23条に関する審議に移った。第23条はフォルクス・シューレ教員の収入の保証に関する条文である。

先ず議員Walterが教員階層の地位引き上げを熱心に説き、おおよそ以下のような発言をした。曰く、我々は既に憲法第20条の論議においてフォルクス・シューレの教員から10ヶ月間存続した国家吏員の権利を再び奪い取った。本院には、学校教員に、ふさわしい収入を与えるべきでないとする人は一人もいないであろう。しかし、こうした確約を憲法中に採用するか否かは別の問題である。中央委員会でそうであったように、本院においてもそれについては多様な意見があろう。刑法では「既に罰せられた人、まだ罰せられていない人は一人の人間であるべきだ」(man solle Einen, der schon gestraft ist, nicht noch einmal strafen) とする原則がある。また、カノン法でも「既に屈した状況にあるひとに苦痛を与えてはならない」(afflicto non est addenda afflictio) との原則がある。既に我々が第20条において学校教員を取り上げ、それに打撃を加えたあとで^{*24}、この条文で再び取り上げ、再び打撃を加えることは、私は良しとしない。

そのようなことは学校法に属することで、憲法に載せることは適当でない、唯一、学校法のみが教授の組織を規定しうる、との意見がある。しかし、ここでは個人の権利を規定することが問題となっているのであり、我々はすでに憲法中に多くの個人の権利を保障しているので、これも付け加えることができる。第二に表明されている懸念は、余りに多くの要求が学校教員に呼び起こされているということである。唯一、この要求が不当であるなら、人はそれを拒否する力をもつことになろう。しかし、その要求が正当であるなら、

*22 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1079-1080

*23 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1080

*24 欽定憲法第20条は後段で「公的な教員は国家吏員の権利をもつ」(Die öffentlichen Lehrer haben die Rechte der Staatsdiener) と規定していたが、この部分は中央委員会から削除の提案がされていた(Sten. Ber. I. Bd.3 S.1049)。10月6日の本会議において、この部分に関し改めて「公的教員は官吏の権利と義務をもつ」と「公的な教員は国家吏員の権利をもつ」との各提案がなされたが、いずれも否決されている(Sten. Ber. I. Bd.3 S. 1055)。

それは満たされねばならない。我々が喜んで拠出せねばならない二つの事柄 (Sache), 事態 (Dinge) が存在する。一つはドイツの艦隊に対してであり、もう一つは学校教員に対してである。学校教員に関して言えば、その政治的意味は、それが家族及び国家に有能な人物を供給するところにある。資金不足は、そこでは問題とされてはならない。むしろ、学校教員により良き社会的地位の可能性を与えることは国家の利益にかなうことである。既に、この地位を求める努力は、教員に対するさげすみ (Erniedrigung) を防いでいる。むしろ、こうした努力は、粗野及び低劣への傾向を駆逐するものであった。

さて、しばしば本院の外において学校教員階層に対する嫌悪的な態度に接するが、そこには2つの理由が挙げられている。その威張った態度と、最近の政治的団体への関与である。私は、その2つの理由については大目に見たいと思う。他の階層にもそれが見られるからである。高慢は時代の病である。官吏の高慢、商人の高慢、聖職者の高慢、大学教授の高慢が存在する。そして、残念ながら、殆ど期待すべきでない人でさえ高慢な心をもっている。また、学校教員の政治的な罪についても寛容の心をもつべきである。すべての不幸な状況は往々にして変革をもたらす。他の階層においても、政治的危機においてふさわしくない態度行動を取ることがある。商人、学者、大学教授にして然りであり、聖職者、官吏、そして大臣においてさえそうである。確かに、学校教員は他の階層以上に際だっている。しかし、心温かき人を、少数の負債で評価すべきでない。学校教員を、その負の部分で非難されるなら、その良き部分も尊敬せねばならない。有能な学校教員のすがたは、眞実、尊敬すべき、また、感動すべきものを見ている。ひとは、学校教員の、同じ機械的な教材をいつも新たに始め、絶えざる忍耐と持続的な熱心さをもって、正直に、控えめにその困難な日々の仕事を一生涯を通じてこなしていかねばならないという、苦労多き課題を想起できるであろう。それとともに、生活の喜びを享受させることを殆ど不可能とさせ

るか、時には困窮した生活の維持すらだれかの配慮を必要とするような、少ない生計の資を想起できるであろう。そして、彼の努力に対しては感謝はほんの僅かしか行われず、時には全く行われない。なぜなら、良き生徒に教育することに成功した時には、彼がそれに対して行った関与はすぐに忘れ去られ、それがうまく行かないときには、子どもを溺愛する弱き親により、その責任は子どもに対してより教師に向けられるからである。けなげに、義務感をもって働く学校教員の姿は尊敬すべきものである。また、それには自分は遠く及ばないと感じ、謙虚な気持ちにさせられる。学校教員を市民社会の精神的担い手と呼んでも許されるであろう²⁵。

続いて議員 Hansemann が発言した。彼は、第23条を「フォルクス・シューレ教員は地方の実情に応じた収入を得る」(die Volksschullehrer erhalten ein den Lokalverhältnissen angemessenes Einkommen) とすることを提案する。それは、そうすることで教員は安定した収入を確保され、また、国家に対する直接の要求を予防できる、との理由からである²⁶。

議員 Sägert の発言は基本的に委員会の提案（「国家はフォルクス・シューレ教員に地方の状況に応じた収入を保証する」）を支持する立場からのものである。彼は教員の困窮した生活の実情、地方の労働者の収入の実態を紹介したうえで、フォルクス・シューレ教員がふさわしい収入を確保することこそ重要であり、その収入は地方の実情に適合的であることが必要、そして、それは国家の保証によって初めて可能となるとしている。彼によれば間接税である塩税の導入によって学校教員を「よき状況」とすることが可能となる。国家の側からの保証とはすなわち、国家が、ゲマインデに学校教員に十分な給料を支払うよう要求する権利と義務をもつということである。教員は、位階、叙勲、称号は不要であるが、国家吏員と同様に確かな身分保障と生計の資を要求できる権利をもち、国家吏員の義務を受けねばならない。彼らはその活動及びその成果によってのみ十分尊敬されるべきなのである。学

*25 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1081-1082

*26 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1082

校教員はそれにふさわしく遇されたとき更にその成果を生み出す。この条文には、その虚栄心と高慢な努力を養うものは存在せず、ただ、真実の、そして地味な(einfach)，最重要的職業活動の一つを行う人々に与えられるべき承認のみが存在するだけである²⁷。

次は議員Gerlachの発言である。彼はフォルクス・シューレ教員への不信感とその収入を国家が保証することには著しい嫌悪感を示し、恫喝とも読み取れるような意見を述べ、教員の収入を保証する第23条の削除を主張する。曰く、学校教員に一定の収入を保証しようとするこの条文で新たに制定されようとしている特権に対しては反対である。そのような権利は他の官吏については以前は与えられていなかった。官吏の給料を確定するに際しては、以前は決してその給料ではひどい生活をすることになる、ということから発することはなかった。望ましいのは、位階と身分(Rang und Stand)とともに、財産ある者が自由意思で国家に奉仕すること、十分な俸給なしで祖国に献身する官吏を我々がもつということである。学校教員が栄誉に値する階層であること、彼らが「お上」(Obrigkeite)の配慮を必要としていることに同意する。それ故に、国家が彼らに一定の十分な給料を保証するという条文・規程には反対である。その条文・規程は、学校教員層に道徳的・経済的に高度な不利益をもたらす。また、場合によっては、彼らのもつ自分の財産のすべてが、一その婚約者、妻、親、兄弟の財産までもが没収(zurückziehen)され、命令で国庫に組み入れられてしまうこともありうる。更に、国庫に課されるべき大きな負担、国庫が支払わなければならない総額の大きさも想起されねばならない。そして、(国家による保証を規定する)条文の採用によって、教員自身による生計の資を獲得するための自発的努力も抑制することになる。更に重要なのはこの条文によってもたらされる道徳的な問題である。十分な給料を得る権利をもつ下級官吏はわずかしか存在しない。それとは反対に、非常に多くの下級官吏はその給料では生活できないという証拠を確信にまでもたらす特有の熟練をもってい

る。本当は困難ではないことを示す筈の「証拠」に基づき我々の憲法の条文は、彼らに国庫から給料が支払われるという特権を定めようとしているのである。(教員層は) 支援されても、感謝することはない。反対に、特別手当を承認する勅令(Reskript)を手にしたその日に、彼らにとってその手当は分割払い(Abschlagszahlung)のように思われるのであり、そのことは彼らに満足をもたらすものではない。また、教員の中には自身が急進的なクラブ論者(Klubredner)として際だつことに魅力を感じている、若干の人々が存在する。こうした人々にとって、当該条文の採用によってうらやましい経験が開けてくる。つまり、成果への最善の見通しをもって条文を説明し、彼らにとって明らかにいつも十分でない給料から、政府は憲法を無視し続けてきたし、相変わらず無視していることを論証しようとするのである。クラブ論者(Klubredner)にとっては心引かれる政治的な希望が開かれ、おそらくは国家の中での最高の栄誉の地位までの希望が開かれることになるが、子どもの学校はそれとは対照をなすことになるのである。我々は、学校教員に対する配慮を、以前と同じように政府に委ねた時に最もよくその配慮を行いうる。第23条は削除されるべきである²⁸。

議員Kiskerが続いて発言した。彼はフォルクス・シューレ教員に確かな法的地位と安定した待遇が保証される必要があるとし、国家による収入の保証を主張する。曰く、直前のGerlach議員の主張は不自然でこじつけである。この条文により教員に特権が与えられ、不利益が現実化するとは思われない。また、その削除によって不利益の影響が小さくなり、フォルクス・シューレ教員がより多く満足し、より多く得ることになるとも思われない。ここで1848年12月5日の国民議会に大臣が(欽定)憲法制定理由として提出した文書の一節を想起していただきたい。そこには次のように書かれている。「憲法典がその第20条第2項で公的な学校教員に国家吏員の権利を付与し、第23条第2項で彼らに一定の十分な収入を保証するならば、双方は、プロイセン国家がいかにフォルクス・シューレ制度に価

*27 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1082-1083

*28 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1083-1084

値を置いているかの証拠であり、また、プロイセン国家が、フォルクス・シューレ制度の保障者・執行者（教員）に対して、その外的状況を安定させ、市民社会の中でその地位を承認することによってその使命を果たすことを容易ならしめることを義務とみなしている証拠である」。我々は第20条に関する審議で「公的な教員は国家吏員の権利を持つ」ことを削除してしまった。しかしながら、国家がフォルクス・シューレ教員を任命する、との中央委員会の提案の採用によってそれを取り戻すことができた。国家がフォルクス・シューレ教員を任命したなら、彼らはその奉仕者であり、国家の吏員である。何故なら、彼らは国家の目的のために任命され、学校は国家の施設となる。また、諸君が第23条によって公的な教員に國家の側から十分な給料を保証すべきであると決定したならば、すべて的人に満足をもたらすであろう。そうすれば彼らは実際に国家吏員の権利を持つことになる。また、第23条は第22条の最終的な帰結である。フォルクス・シューレの設立・増設の資金がゲマインデによって、また、補助的に国家によって与えられねばならないとするなら、それによって、教員が十分な収入を得ねばならないということも保証される。また、給料が教員によってではなく国家によって決められることによって、過度の要求も片付く^{*29}。

続いて、Hansemannから若干の補足意見が出された後、von Manteuffelより審議終了の動議が出され、それはひとたび可決されたが、その後文相von Ladenbergが発言した。

文相von Ladenbergの意見は、第23条の削除及びその修正も反対との立場からのものである。曰く、教員層が抑圧されていることは事実であり、それについて彼らの言うことは決して誇張ではない。もし国家が、子どもを「何かしらきちんとした人間」(etwas Ordentliche)に育て上げていくことを望むなら、その教育者をそれに向けて有能なものとし、尊敬すべきものとせねばならない。そのことなくしてはそのような

教育は創造されえない。むろん「十分な給料」という概念は相対的な概念である。それはゲマインデや国家の財政事情、学校教員の要求や満足、その義務の遂行状況、生活の必要などを考慮して法律及び行政によって規定されねばならない。「保証される」とはそのことを表したものである。この条文により必要以上に給付され、要求されることはない。政府が十分な収入の保証を約束することによって、教員からKlubrednerをつくることを恐れる意見があった。Klubrednerは、それ自体、職務上の義務を損ない、違法となり、政府は学校教員がそうなることを許さない。また、この条文をバリケードへの顧慮から（即ち、政治的圧力を受けて）作成したとの意見もあったが、それは異なる。政府自身の確信からのものである^{*30}。

その後、議員Gerlachの補足意見、書記・議員von Ammonのこれまでの意見のまとめ、論点の整理に関する発言があり、票決に移った。その結果、Hansemannが提案した「公的フォルクス・シューレの教員は地方の状況に応じた給料を得る」がこの日の第一院本会議では賛成多数で採用された^{*31}。

4 小括

以上、第一院第一読会での教育経費負担問題に関する審議過程を辿ってみた。公的フォルクス・シューレの設立・維持・増築に関しては、欽定憲法は先ずゲマインデの負担とし、それが困窮している場合は補完的に国家が負担するものとしていた。中央委員会は結局それをそのまま本会議に提案したのであるが、中央委員会での検討の過程で、また、本会議で、主として国家の財政事情への顧慮から、国家のかかわりを規定した部分の削除を求める意見が出された。これについては文相の意見がいわば「決着」をつけるということとなった。文相は、学校はそれに直接関わる者のみが利害関心を持つべきものではなく、その成果はひとり家庭のみならずゲマインデの「福祉」にも関係するのであるから、先ずゲマインデが学校のための負担に応じなければならない。また、それ

*29 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1084

*30 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1084-1085

*31 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1085

が現実に不可能な場合は、国家がその責任を分担しなければならない。国家にとって国民が一定程度の教育を受けることは大きな関心事項であり、そのための配慮は國家の責務である。そして、そうすることにより現下の政治的騒擾を鎮めることができる、というものであった。むろん、この時点ではゲマインデ固有の権限事項、その組織と運営、国家、州、ベツィルク、郡などとの関係はその詳細は規定されていないが^{*32}、学校を直接の関係者のみの問題とせず、一般行政系列に位置づけようとした点は注目すべきものである。

フォルクス・シューレの授業料については、欽定憲法は無条件に無償としていたが、それについては多くの異論が出された。中央委員会は親が困窮している児童のみを無償とする、という提案をし、また本会議でもそれを支持する意見が相次いだ。その背後には、すべて無償とした場合の公財政支出が増大することへの懸念があるが、更に、一部論者の意見に見られたように、初等教育の内容を階層ごとに異なるべきものとし、貧困層のそれは既存の貧民学校で寄付または基金によりながら行われればよいとする意見がある。文相の主張は、フォルクス・シューレのためのゲマインデ（補助的に国家）の負担の原則は授業料の徴収と矛盾するというものであった。

フォルクス・シューレ教員の給料に関する議論には、それまでの政治状況が色濃く投影していた。欽定憲法は「国家は、フォルクス・シューレ教員に一定の、十分な収入を保障する」としていたが、中央委員会はこれを「国家は、フォルクス・シューレ教員に地方の状況にふさわしい収入を保障する」に改めるよう提案した。本会議では「保証する」ことについての反対意見が相次いだ。これらはすべて教員層の政治活動への嫌悪に裏打ちされていた。これに対して、一部議員及び文相から、教員の職務は国家・社会にとって極めて重要であり、一定額の収入の保証による教員層の地位と生活の安定は騒擾を鎮め、教育の向上をもたらすものであり、憲法中に教員の待遇に関する規定を残すことはそのために必要、とする

意見が出された。

こうした議論は、その後、第一院での再議、第二院での論議に引き継がれていくのである。

^{*32} 欽定憲法第104条は地方制度に関する規定である。そこでは「プロイセン国家は州、ベツィルク、郡、ゲマインデに分割される。それぞれの議会、行政の詳細は、以下の原則を踏まえ、特別の法律で規定される」とされている。